



# 佐賀県公報

平成16年  
6月23日  
(水曜日)

号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 公 告

- 一般県営鷹島肥前線離島振興事業（橋梁整備）に係る特定建設工  
事共同企業体による指名競争入札（道 路 部）
- 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加する（工）の  
ための資格及び資格審査等に関する必要な事項（用 意 部 道 部）

## ○ 公 告

一般県道鷹島肥前線離島振興事業（橋梁整備）について、特定建設工事共同  
企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法  
を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年  
法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実  
施が義務付けられた工事です。

平成16年6月23日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般県道鷹島肥前線 離島振興事業（橋梁整備）
- (2) 工事場所 佐賀県東松浦郡肥前町星賀地先
- (3) 工事内容 橋梁下部工（鷹島肥前大橋（仮称））  
4 P 橋脚 1 基（躯体工）  
躯体工 コンクリートミキサー船使用  
H = 34.5m V = 7,170m<sup>3</sup>
- (4) 予定工期 約13か月

## 2 共同企業体に関する事項

### (1) 構成員の資格要件

すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規  
定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者で  
あること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のため  
に必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工  
事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ロ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐  
賀県規則第21号）第2条第3項の規定により土木一式工事特A級の決  
定を受けていること。

(ハ) 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を  
工事現場に専任で配置し得るものであること。

(ニ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領によ  
る指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日まで  
の間受けていないこと。

(ホ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不  
渡り手形等を出していないこと。

(ヘ) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。

(ニ) 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(イ) 構成員のうち出資比率が最大のものであること。

(ロ) 平成15年1月1日から12月31日までの間に基準日がある経営事項審  
査において土木一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

(ハ) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(ニ) 橋梁下部工事（水深が躯体設置基面から5メートル以上）について、

平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請けとして竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。

(イ) (エ)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理（主任）技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は次の資格要件を満たすものとする。

(イ) 佐賀県内に本店を有する建設業者であること。

(イ) 橋梁下部工事（橋長15メートル以上）について、平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請けとして竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。

(2) 構成員の数

2社とする。

(3) 出資比率

すべての構成員が30パーセント以上の出資比率であること。

(4) 存続期間

ア 県工事の相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで

イ 県工事の相手方とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで

3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(4) 同種工事の施工実績調書

(5) 佐賀県内での施工実績調書（共同企業体の代表者のみ）

(6) 配置予定技術者調書（共同企業体の代表者のみ）

(7) 営業所一覧表

(8) 経営事項審査結果通知書の写し

（平成15年1月1日から12月31日までの間に審査基準日があるもの）

4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等

(1) 受付期間

平成16年6月29日から7月6日まで（土曜日及び日曜日は除く。）の9時から16時まで

(2) 受付場所

佐賀県唐津土木事務所総務課（唐津市二太子三丁目1番5号）

電話 0955-73-2861

(3) 提出方法

上記(2)の部局に持参すること。

なお、郵送又は電送による申込みは受け付けない。

5 指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定する。

本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限る。

6 入札予定時期

平成16年8月

7 その他

申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県唐津土木事務所において配布する。

問い合わせ先 佐賀県唐津土木事務所総務課

電話 0955-73-2861

佐賀県が発注する物品の製造、修理又は購入のために行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項は次のとおりとする。

なお、この公告に定める資格審査の手続きは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成16年6月23日

佐賀県知事 古川 康

1 申請の時期

平成16年7月1日から7月30日までとする（その後も随時受け付けを行うが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがある。）。

2 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）は佐賀県庁のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）からダウンロードできる。

また、佐賀県出納局用度管財課用度担当（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 郵便番号840-8570 電話番号0952-25-7194）において随時配布する。

(2) 申請書の提出方法

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出しなければならない。ただし、特に認めた書類については、提出を要しない。

ア 営業概要書

イ 業種及び取扱品目届

ウ 使用印鑑届

エ 登記簿謄本（法人の場合に限る。）

オ 市役所又は町村役場で発行する身分証明書（個人の場合に限る。）

カ 東京法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人の登記がなされていないことを証する書類（個人の場合に限る。）

キ 申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書

ク 県税の未納の額が無いことを証する書類（入札参加認定申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの）

ケ 個人県民税（住民税）納税証明書（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の個人県民税（住民税）に係るもの）

コ 地方消費税納税証明書（入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの）

カ 営業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類

シ その他必要と認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 入札に参加することができない者

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による

外

母

解

佐賀県

（水）平成16年6月23日

3

監督又は検査の実施に当たり職員の職務の遂行を妨げた者

才 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

#### 4 資格及び資格審査

次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認められた場合は実態調査を行う。

##### (1) 事業の経営状況

申請書を提出しようとする日（以下「審査基準日」という。）前1年間（営業開始後1年を経過していない者にあつては営業開始日から審査基準日の前日までの間、営業を停止し、又は休止した者で、営業再開後1年を経過していないものにあつては営業再開日から審査基準日の前日までの間）における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合

##### (2) 経営の規模

審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況

##### (3) 契約の履行実績

審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合

#### 5 審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

#### 6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間は、平成16年10月1日（随時の受け付けを行った者については、その資格を認定した日）から平成18年9月30日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

平成16年9月30日に有効期間が満了する者で、有効期間の更新を希望す

るものは、この公告に基づき申請書類を提出すること。

#### 7 入札参加資格の取消し

3の(2)のアからカまでのいずれかに該当する行為を行ったと認められる者については、入札参加資格認定を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。